

大阪市告示第328号

長原駅前地区土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したため、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第3項において準用する同法第9条第3項及び土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）第3条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和7年3月7日

大阪市長 横山英幸

1 施行者の名称

大阪市（都市整備局市街地整備部連携事業課）

2 事業施行期間

令和3年12月28日から令和8年9月30日まで

3 施行地区

大阪市平野区长吉長原東二丁目の一部

4 土地区画整理事業の名称

長原駅前地区土地区画整理事業

5 事務所の所在地

大阪市北区中之島一丁目3番20号（大阪市役所都市整備局市街地整備部連携事業課内）

6 施行認可の年月日

令和3年12月28日

7 変更認可の年月日

令和7年3月7日

（都市整備局市街地整備部区画整理課）